

書 評

安田敏朗 (2007)
『国語審議会—迷走の60年』 講談社、289p.

伸 矢 信 介

本書の構成は以下の通りである。

- 序章 いま、なぜ国語審議会なのか
- 第1章 未完の事業としての国語政策
- 第2章 官制から政令にもとづく組織へ
- 第3章 顕在化する齟齬
- 第4章 論争の時代をすぎて
- 第5章 国語における「歴史」と「社会」
- 第6章 ナショナル・アイデンティティのゆらぎ
- 第7章 民主主義下の敬語
- 第8章 国語は乱れているのか
- 終 章 文字論をめぐって

従来国語審議会については、著者も述べている通り、文化庁(2006)『国語施策百年史』(ぎょうせい)、野村敏夫(2006)『国語政策の戦後史』(大修館書店)に詳しい記述がある。また、本書の文献リストには見あたらないが、倉島長正(2002)『国語百年—20世紀、日本語はどのような道を歩んできたか』(小学館)も興味深い先行文献といえる。審議会の歴史について述べ、論じた文献はすでに存在したわけであるが、それらと一線を画する本書の独自性は、副題からもわかる通り、審議会の活動と「成果」に対する一貫して否定的な評価である。野村が国語審議会を「日本語の舵取り」をする機関と位置づけるのに対し、安田はこう述べる。

野村は「舵取り」という表現をしている。だが、実際に「舵取り」がきちんとなされていたのかどうかは、疑問の残るところである。舵は取ったのではなく、取られたまま、時流に流されていたというのが、私の見立てである。(中略) 私には、時代を後追いする、ぱりっとしない審議会の姿しかみえてこないのだ。(11～12)

このような視点から、著者はまず国語審議会の設置から文化審議会国語分科会として名を

変え、議論や答申を続けるさまを通史的に追う。それがほぼ第1章から第4章までである。この部分では、国民国家論に基礎を置く視点というべきであろう、言語を国民国家統合の道具とみなし、突き放した、結果的にシニカルな角度から、歴史をいわば裏側から照射して見せる。その腕に著者の持ち味が発揮される。先行文献と対照的な例を挙げよう。中国の地名・人名の書き方について、前掲の『国語施策百年史』(324～327)は、文化庁刊行物という性格も手伝ってか、慎重に事実の経過を示すにとどまる。要約して示すと、

漢字で書くと、当用漢字表外の漢字を多く使わなければならない、そこで審議の結果、現代中国語音に基づくかな(カタカナ)書きとすることを決定、388の中国語音(ローマ字で表記)と、これに対応するかな書き、漢字の表を示した「中国地名・人名の書き方の表」を文部大臣に建議した。しかし内閣告示や内閣訓令によって実施に移されることはなく、そのために広く受け入れられ、実行されることはなかった云々

という調子である。

これに対し本書は、議事録を精査した結果、外交上にもよいとか、だれでもわかるかな書きのほうがよいなど、いろいろと立派なことを言ってみても、要するに国語審議会による漢字制限の一環でしかなかったことを論証してみせる。「これもまたダシ」という見出しが、専門書の堅苦しさから自由な気安さと明快さを示している。

著者は、19期以降の委員の人選に歌手、俳優、元アナウンサーなどが起用されるようになったことを指して、「芸能化」と表現したり、この期以降の委員会の活動や答申を、「マッチポンプ」「説教くさくなる」と切って捨てて笑いを誘うが、読めばまっとうな指摘であって、うなずかされることが多い。マッチポンプとは、審議会19期～22期の答申についての評言であり、これらは「審議会を存続させるための報告」であったことを揶揄しているわけである。前掲の野村が最後の国語審議会総会を描写して、当時の町村文相、清水会長のことばを引きつつ、「66年にわたり数々の実績を残してきた国語審議会の終局であった」(248)と記すのと引き比べ、まことに対照的で興味深い。

さて、通史が1章から4章までで、5章以降は審議会で議論されてきたテーマを拾い上げ、論じている。ここでは著者の個性が色濃く表れている第6～8章を中心に取り上げる。

第6章においては、現在の文化審議会国語分科会の論調について、明治期とそれが驚くほど似ていること、つまり郷土愛、祖国愛が国語を通じて育まれるといった主張や、明確に「言語—民族—国家」の三位一体性の主張がなされていることに著者は驚き、呆れる。これでは戦前と変わらない、かつての植民地支配、帝国支配のもたらした不幸についての想像力を欠いた議論がまかり通っている、と指摘される。このことはまた、多言語社会日本という、徐々に現実化している事態への直視を妨げていること、このような硬直した国語観を改め、柔軟な国語観の確立こそ重要であることが述べられる。その柔軟な国語観が具体的にどのようなものであるかは、必ずしも明確には示されていない。著者にとっても今後の課題ということになるのであろうか。

第7章・8章では敬語の問題が取り上げられる。前者において、1952年の建議「これからの敬語」(国語審議会敬語部会)が取り上げられ、戦前の天皇制と家族制度をその基盤に置いた敬語観を紹介し、この時期、審議会の敬語座長であり終始議論をリードしたのが金田一京助であったこと、金田一が大の天皇ファンであったことが紹介される。驚くのは著者の引用する金田一の文章である(212～214)。

日本語の伝統で目うえの人には敬語を用いる。殊に女性の日本語に。そこに日本語特有の美しさが、絶頂に達する。

これは実情を考えると無邪気な思いこみに過ぎないにせよ、次の文はどうだろう。

民主主義とは、人を尊敬しなくつてよいという主義ではなく、めいめいが、めいめいを尊敬し合うのが本当の民主主義である。人に対して丁寧なことばを使うことこそ、民主主義の本義にもかなうのである。

この主張は前掲「これからの敬語」第3項にも取り入れられ、「上下関係から相互尊敬へ」という主張がなされるが、著者は、敬語を語る人物が金田一をはじめ戦前戦後と連続していること、社会の変化に対応していかようにも敬語の意義を語りかえることができたことから、「民主主義に合わせて敬語論が変わったのではなく、敬語論を変化させないために、民主主義を利用したのではないか」という推測を披露する。つまり、民主主義も敬語論の「ダシ」であったということになる。

第8章も引き続き敬語論である。ここに至るとわれわれは、相互尊敬、めいめいを尊重しあう、といった表現にまたも出会うのであるが、それが90年代以降の国語審議会末期からの議論であることに改めて驚き、7章の記述が著者の伏線でもあったことを知る。

文部大臣は1993年11月に、新たな諮問「新しい時代に応じた国語施策の在り方について」をおこない、2000年12月に、審議会は答申のひとつとして、「現代社会における敬意表現」を提出するが、そこで提出された「敬意表現」という用語とその定義の恣意的で非科学性であることが批判され、2007年2月に出された「敬語の指針」についても、その進歩のなさ、答申で「敬語は相互尊重である」「敬語は自己表現である」といった主張が繰り返されていることについて、その欺瞞性が糾弾される。自己表現と言ってみたとところで、「相手や状況に対するふさわしい気配り」、言い換えれば社会規範には従わなければならないという議論に、著者は「偽装」と名付け、社会的な不平等を隠蔽する、統治の技法、とまで断じている。そして素直に社会規範としておけばよい、そうすることで敬語の持つ問題が浮上してくる、と述べる。そして以下のように記す。

近年でも、敬語の体系を保つことに、さまざまな意味づけをしながら力が注がれている。それは敬語の「乱れ」を強調することで危機感をあおり、敬語を正すことで、分裂気味な社会を「伝統」に接続させ、その分裂をみえなくさせるためとしか思えない(256)。

ここまでくると、いささか深読み、うがちすぎの感がないでもない。そこまで現代日本の言語政策が組織的・謀略的と主張しうる根拠は見あたらないからである。むしろ、著者が機会あるごとに述べてきたように、戦前戦中の日本と日本語がなした罪を精算していない、無意識の思想的連続性、そして仲間うち(身近な日本語母語話者社会)の事情しか目に入らない視野狭窄が、そのまま近年の敬語論にもつながっていると考えたほうが自然ではなからうか。

また、敬語の使用が社会規範だということは、その使用が義務的かどうかを考えてみるだけでわかる話である。社長55歳が新入社員22歳に、「君、元気かい」と問いかけるのはかまわない。「～さん、お元気ですか」という形を使うのも随意である。しかし、逆の場合はどうか。新入社員22歳が社長55歳に「君、元気かい」という自由はない。敬語を使うのが義務的ということになる。つまり、著者の考えを敷衍して、さらに身も蓋もない言い方をあえてするなら、敬語の使用は、基本的に話し手と聞き手の権力関係の確認なのである。ビジネスでの使用も、また、よく知らぬ相手への敬語使用も、その拡張だと考えればよい。さて、そのように考えてくると、著者の立場もまた問うてみたくなる。「この社会は階層化され、敬語がうまく使えないと不利益をこうむる社会なのである」(253)というとき、著者はその社会の、どこにいるのであろうか。

終章の「文字論をめぐる」は、議論がまだ覚え書きの段階にとどまっていて、著者らしい鋭い切り込みを見せていないのが惜まれる。

さて、著者による一連の仕事は、国語、日本語に関して、われわれの蒙を啓いてきた。従来の言語論、言語政策について、脱構築を助ける役割を果たしてきた。本書も同様である。「ことばは、政策的に管理されてはならない」(22、275)と著者は言う。一理ある言である。しかし、それならば、日本の言語政策を中心的なテーマとしている著者の終局的に目指すところはいったいどこなのか。それはいまだ控えめに示唆されるのみで明確な形をなしているとはいえない。脱構築の次には、新しい言語観、言語教育観の構築がなければならないだろう。いや、そのようなものはあってはならない、という主張でもかまわない。いずれにせよ、それが今後の著者や、言語や言語教育の研究者、実践者に求められていくことになるだろう。

(東京国際大学)